

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年3月31日 09時50分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港外港 田倉埼灯台から真方位164° 950m付近 (概位 北緯34° 15.4' 東経135° 03.9')
事故の概要	プレジャーボートハマⅡは、航行中、左舷船首方からうねりを受けて転覆した。
事故調査の経過	令和6年4月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ハマⅡ、総トン数なし（長さ2.84m） なし、個人所有 第235-46282号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約0.5～1.0m、潮汐 下げ潮の初期、水温 約12℃
事故の経過	<p>本船は、船長が固型式救命胴衣を着用して1人で乗り組み、和歌山県和歌山市田倉埼南南東方沖で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、釣りを始めた時は平穏であった海面に波高約0.5mのうねりが発生していることに気付いたが、ふだんから同程度のうねりでも釣りをしていたのでそのまま釣りを続けていたところ、波高が0.5mを超えるようになり、転覆の危険を感じて帰航することとした。</p> <p>本船は、船長が船尾中央に座って船外機を操作しながら帰航中、左舷船首方から波高約1mのうねりを受け、船体が大きく右舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船の船底に掴まっていたところ、付近で釣りを行っていた別のプレジャーボート（以下「救助船」という。）の船長に救助され、上着のポケットに入れていた非防水型の携帯電話が濡れて電源が入らなかったため、救助船の船長に118番通報を依頼し、救助船の船長が通報を行った。</p> <p>本船は、巡視船の搭載艇に和歌山下津港和歌山第1区の岸壁にえい航された。</p> <p>本船は、2馬力以上の船外機を搭載し、船舶検査を受けていたが、長さが3m未満のミニボートサイズの船舶であり、海面から船縁まで</p>

	<p>の高さは約0.4mであった。</p> <p>海上保安庁のウォーターセーフティガイド*1には、次の記載がある。</p> <p>ミニボートが安全に航行できる範囲は、乾舷の高さ（水面から船縁までの高さ）の半分以下である波高20cmくらいまで、風速では4m/s以下を目安と考えてください。また、海上で風や波が出てきた場合は、早めに帰航するようにしましょう。</p> <p>船長は、本事故当日の出航前、インターネットで気象情報を確認した際、天気が晴れ、波高が約0.5mとの予報であったので、これまでと同程度の気象及び海象であると思い、出航することとした。</p>
分析	<p>本船は、船縁を超える波高約0.5mのうねりが発生していた和歌山下津港外港において、船長が釣りを続けていたことから、うねりが波高0.5mを超えるようになった中を帰航中、左舷船首方から波高約1mのうねりを受けて船体が右舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、釣りを始めた時に平穏であった海面に波高約0.5mのうねりが発生していることに気付いた際、ふだんから同程度のうねりでも釣りをしていたので、釣りを続けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、船縁を超える波高約0.5mのうねりが発生していた和歌山下津港外港において、船長が釣りを続けていたため、うねりが波高0.5mを超えるようになった中を帰航中、左舷船首方から波高約1mのうねりを受けて船体が右舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、船縁を超える波高の波を認めた場合は、直ちに帰航すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携帯し、緊急時の連絡手段を確保すること。

*1 海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>